

自動車・同附属品製造業

適用する使用者

秋田県の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は
純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるもの
に限る。）を営む使用者

適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

日本標準産業分類（平成25年10月改定）

E31 輸送用機械器具製造業

E310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）

E3100 主として管理事務を行う本社等

E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E311 自動車・同附属品製造業

E3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）

E3112 自動車車体・附随車製造業

E3113 自動車部分品・附属品製造業

E312 鉄道車両・同部分品製造業（秋田県最低賃金適用）

E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業（秋田県最低賃金適用）

E314 航空機・同附属品製造業（秋田県最低賃金適用）

E315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業（秋田県最低賃金適用）

E319 その他の輸送用機械器具製造業（秋田県最低賃金適用）

L7282 純粋持株会社